



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
11月28日
号外(1)
月曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 公 告

- 環境影響評価準備書についての意見に対する事業者の見解書の縦覧公告(環境政策課) 1
- 環境影響評価準備書に関する公聴会開催公告(環境政策課) 1

公 告

環境影響評価準備書についての意見に対する事業者の見解書の縦覧公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第19条の規定に基づき、(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書についての意見に対する見解書が株式会社グリーンパワーインベストメント 代表取締役社長 坂木満から送付されたので、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第39条第1項の規定により次のとおり公告し、当該見解書を縦覧に供する。

令和4年11月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社グリーンパワーインベストメント 代表取締役社長 坂木満 東京都港区赤坂一丁目11番44号
- 対象事業の名称等
 - 名称 (仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業
 - 種類 風力発電所(陸上)の設置
 - 規模 対象事業実施区域 約830ヘクタール
発電能力 163,800キロワット
風力発電機 出力4,200キロワットのものを39基設置
- 対象事業実施区域 長浜市余呉町、福井県南条郡南越前町および福井県敦賀市
- 見解書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県湖北環境事務所(長浜市平方町1152-2)
長浜市役所本庁舎市民生活部環境保全課(長浜市八幡東町632番地)
長浜市北部振興局(長浜市木之本町木之本1757-2)
長浜市余呉支所(長浜市余呉町中之郷2434)
滋賀県ホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyoku/304581.html>)
- 見解書の縦覧の期間および時間 令和4年11月28日から令和4年12月28日までの各縦覧場所における執務時間内

環境影響評価準備書に関する公聴会開催公告

株式会社グリーンパワーインベストメント 代表取締役社長 坂木満から送付のあった、(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書について、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第39条第2項の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和4年11月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 公聴会の日時および場所 令和5年1月7日(土)午後1時30分から 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所本庁舎1階多目的ルーム
- 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社グリーンパワーインベストメント 代表取締役社長 坂木満 東京都港区赤坂一丁目11番44号

3 対象事業の名称等

- (1) 名称 (仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業
- (2) 種類 風力発電所(陸上)の設置
- (3) 規模 対象事業実施区域 約830ヘクタール
発電能力 163,800キロワット
風力発電機 出力4,200キロワットのものを39基設置

4 対象事業実施区域 長浜市余呉町、福井県南条郡南越前町および福井県敦賀市

5 公聴会において意見を聴こうとする事項 (仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書または見解書に関する環境の保全の見地からの意見

6 公聴会における意見の申出に関する事項 公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより公述申出書(以下「書面」という。)を知事に提出しなければならない。

- (1) 書面を提出することができる者 滋賀県内に住所を有する者
- (2) 提出する書面の内容 述べようとする意見の要旨ならびに住所、氏名、年齢および意見を述べるために必要な時間を記載すること。
- (3) 書面の提出期間 令和4年11月28日(月)から令和4年12月28日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和4年12月28日(水)までに(5)に掲げる提出先に到着したものを有効とする。
- (4) 意見を述べることができる者の選定等 書面を提出した者のうちから公聴会で意見を述べるすることができる者を選定し、または意見を述べることができる時間を制限することがある。この場合には、その旨を書面を提出した者宛てに通知する。
- (5) 書面の提出先 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁本館4階